



古河市

令和4年7月

# 第2次古河市環境基本計画

第2次地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)含

2022(令和4)年度～2031(令和13)年度

概要版



## 1 計画策定の背景・目的

私たちのまち古河市は、関東地方のほぼ中央、茨城県西端に位置し、人口約 14 万人の県西地域最大の都市です。1955(昭和 30)年代から工業立地が進み、近隣の市町村から労働人口流入があり、本市を中心とする古河都市圏を形成しています。自然的環境面においては、全国でも最大規模のヨシ原が作りだす美しい自然景観とともに、希少価値の高い豊かな自然環境が残されています。

これらの地域特性を前提として、2011(平成 23)年度に策定した古河市環境基本計画では、目指す将来環境像と 5 つの基本目標を掲げ、環境保全及び地球温暖化等に対する各種施策・事業に取り組んできました。

一方、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しており、世界では、地球環境の危機を反映し SDGs の採択やパリ協定の発効など、国際社会が一丸となって持続可能な社会実現のための取り組みが加速しており、我が国ではパリ協定を踏まえ、2050(令和 32)年までに温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラル及び脱炭素社会の実現を目指す宣言を行いました。

このような背景のもと、国内外の社会情勢の変化や新たな環境の課題に対応するため、2022(令和 4)年度を始期とする「第 2 次古河市環境基本計画」を策定しました。



古河市の将来像(イメージ図)

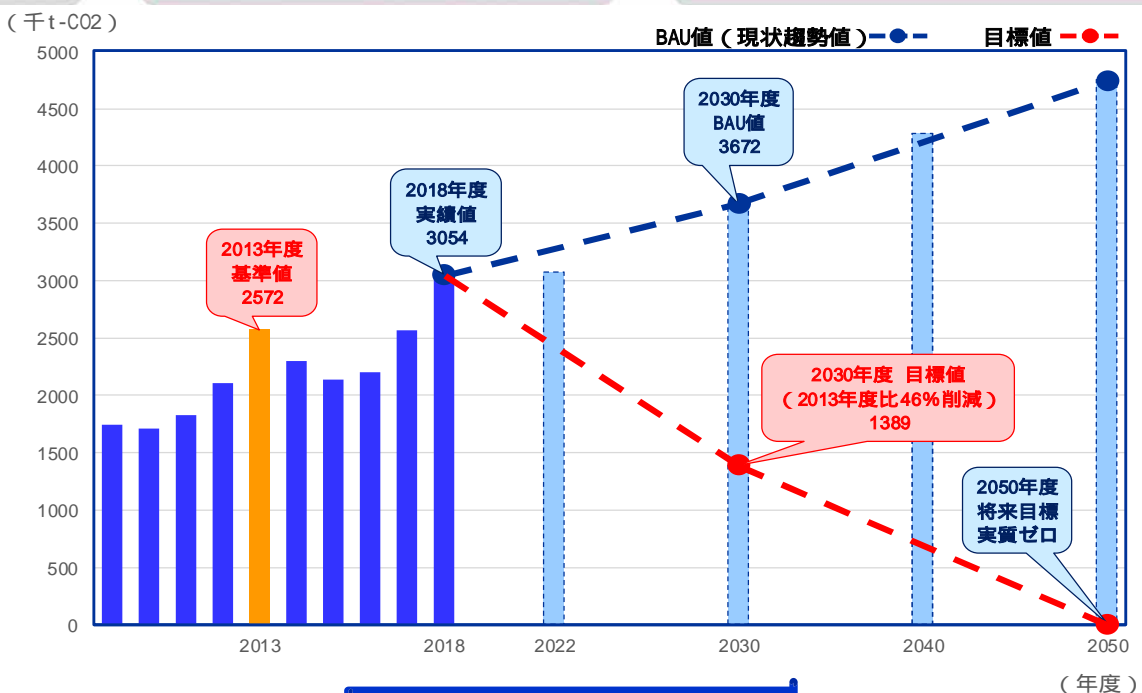
## 2 望ましい環境像

「古河市生活環境の保全及び創造に関する基本条例」の第 3 条「基本理念」に基づき、望ましい環境像を以下のように定めました。

**人と自然が共生し、豊かな環境・歴史を未来につなぐまち**

市民、事業者及び市が、環境課題の解決に向けて自ら積極的に行動し、古河の自然や都市、歴史などの魅力ある地域環境を誇りに思うことで、持続可能な社会を未来へ繋いでいくことを意味するものです。

### 3 環境目標と基本施策



## 4 環境目標と施策

### 基本目標 1 【地球環境】身近な地域から地球にやさしいまち

2050(令和32)年のカーボンニュートラルを念頭におき、省エネ活動が充実するとともに、自然エネルギーが有効活用され、温室効果ガスの排出が少ないまちを目指します。

#### 《基本施策 1 - 1》地域から始める地球温暖化対策

#### 【第2次地球温暖化対策地方公共団体実行計画《区域施策編》】



#### 計画の目的

自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等の計画的な施策を推進していくため、第2次地球温暖化対策地方公共団体実行計画【区域施策編】を策定しました。

#### 計画の期間

第2次古河市環境基本計画と同じ2022(令和4)年度から2031(令和13)年度までの10年間とします。

#### 本市の温室効果ガス排出量

本市における温室効果ガス排出量は、年々その排出量を増やしており、2018(平成30)年には3,054千t-CO<sub>2</sub>となっています。部門別にみると、産業部門が8割近くを占めており、本市の特徴といえます。

#### 目標

##### 温室効果ガス削減の推進

2050年のカーボンニュートラルに向け、更なる再生可能エネルギー・省エネルギー化設備の導入の検討、市民・事業者への意識啓発など、温室効果ガス削減のための取組を推進します。

##### 再生可能エネルギー等の普及啓発

部門別二酸化炭素排出量構成比では、産業部門の割合が多いため、事業所への再生可能エネルギー・省エネルギー化設備の普及啓発を推進します。

##### 地産地消の推進

輸送に伴う温室効果ガス削減のため、食品やエネルギーの地産地消を推進します。

##### 地球温暖化対策促進区域の設定検討

令和3年5月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、促進区域の設定を検討します。

##### 温室効果ガスの削減目標

削減  
目標

温室効果ガスの排出量を2030年度(令和12年度)までに  
2013年度(平成25年度)比で46%削減する

#### 施策

##### 民生部門におけるCO<sub>2</sub>削減活動の推進

CO<sub>2</sub>の見える化の促進 省エネルギー活動の促進 住宅・建築物の省エネルギー化  
地球温暖化に関する情報提供・意識啓発

##### 環境に配慮した事業活動の促進

民間事業者等との連携 カーボンオフセットの取り組み促進  
率先した省エネルギー活動の促進

## 《基本施策 1 - 2》グリーン社会の実現（脱炭素社会実現に向けての取組）

### 目標



#### グリーン社会実現のための施策推進

グリーン社会の実現には、太陽光やバイオマス等の地域資源の把握や事業の適地選定、地域課題の解決につながる事業計画の立案が必要になります。事業化するにあたり合意形成、進捗確認等のプロセスを、連携し、参画して進めていきます。また、国や県の補助金等を活用し、グリーン社会の実現を図ります。

### 施策

#### 再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーの普及促進

#### 環境負荷の少ない自動車利用促進

エコドライブの普及推進 環境負荷の少ない自動車の普及拡大

#### 自動車利用の抑制

自転車利用の促進 フロン回収・適正処理に関する情報の収集、提供

## 《基本施策 1 - 3》気候変動への適応策

### 目標



#### 高温耐性種などの導入検討

気候変動影響評価報告書において、重大性が特に大きく、緊急性及び確信度が高いとされた水稲、果樹及び病害虫・雑草については、適格性・確実性をもって対策に取り組みます。その他の品目については、これまで取り組んできた対策（野菜等、適正な品種の組み合わせ・栽培時期の変更等）を引き続き推進します。

#### 農地などのグリーンインフラとしての活用

公園、樹林地、農地などをグリーンインフラとして活用することを検討します。

### 施策

#### 農産物への影響緩和対策

酸性雨による被害情報の収集・発生状況の監視 農産物の地産地消

#### グリーンインフラの構築

緑化の推進 温室効果ガス吸収源の確保

#### 気候変動による影響への理解

気候変動への適応策の啓発

## 基本目標2 【自然環境】水やみどりと共生した自然豊かなまち

渡良瀬遊水地をはじめとした河川等の水辺環境、周囲に広がる農耕地や市内の公園等みどりの整備が進み、それらを拠点としたみどりのネットワークが形成されることで、多様な生きものが生息・生育するまちを目指します。

### 《基本施策2-1》生物多様性の保全



#### 目標

##### 外来生物対策

外来生物対策では、発生した被害の拡大を防ぐ「防除」だけでなく、被害を発生させないための「予防」も重要となります。

関係団体ヒアリングを実施した内容を参考に、関係機関や関係する自治体と連携し、今後の対策を検討していきます。

#### 施策

##### 生物生息域の確保・保全

開発における生態系への配慮 適切な地域指定の推進

##### 生態系の保全（外来種対策等）

外来種の移入及び拡大の防止 野生生物の保護及び保全 天然記念物の保全  
有害鳥獣による作物等の被害防止

### 《基本施策2-2》みどりの維持・保全



#### 目標

##### 遊休農地所有者等への啓蒙

農地の利用状況調査の実施と遊休農地所有者等への啓蒙が必要です。

##### 環境保全ブランドの登録

減農薬・減化学肥料栽培など環境保全型農業に取り組み、生産した農作物を「いばらきエコ農産物」など環境保全ブランドとして登録していく施策を継続していくことが必要となります。

##### 環境保全型農業の推進

本市では、地球温暖化防止及び生物多様性保全に資する環境保全型農業の推進を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の規定に基づき、今後も持続可能な農業を構築していくことが必要となってきます。

##### 産地づくり

生産の基盤となる、ほ場整備や農道整備を促進し、地域農業の担い手となる認定農業者の育成や新規就農希望者の支援などを進めるとともに、他産地に負けない高品質で強い「産地づくり」が重要です。

#### 施策

##### 農地・平地林の維持管理と活用

平地林や屋敷林の健全な維持・管理 耕作放棄地の有効活用

##### 持続可能な農業推進

環境保全型農業の促進 地産地消の推進

## 《基本施策 2 - 3》河川環境の維持・保全



### 目標

古河市らしいまちづくりの推進

市民や市民団体、NPO、事業者、行政などの連携のもと、渡良瀬遊水地、利根川・渡良瀬川などの水辺、農地、平地林などの保全と維持管理などを通じ、人と自然が共生する古河市らしいまちづくりを積極的に進めていくことが必要となります。

### 施策

河川美化・生態系の保全

河川の美化活動 水とみどりのネットワークづくり

親水性の高い水辺づくり

川辺で遊べる環境づくり

## 《基本施策 2 - 4》自然の恵みにふれあう場・機会提供



### 目標

体験プログラム通じた環境保全意識の向上

環境保全意識の向上のため、体験プログラム（農業体験、自然体験など）の仕組みづくりや自然観察イベントなど、身近な自然とのふれあう場や機会の創出が必要となります。

### 施策

自然とふれあう場や機会の創出

自然観察施設の利用促進 交流によるふれあいの機会づくり 自然保護意識の高揚

自然と共生するためのマナーの向上

自然環境に配慮した行動の啓発

## 《基本施策 2 - 5》動物福祉と環境



### 目標

動物福祉の基本を遵守

動物福祉の基本「5つの自由」を遵守することが必要となります。

適正飼育

適正飼育を推進します。

### 施策

動物福祉の基盤的整備

人と動物の共生する社会の実現の促進 動物の愛護及び管理についての知見拡充の推進

適正飼育の推進による動物の健康と安全の確保

人と動物の共生を目指し、具体的状況把握



## 基本目標 3 【生活環境】活力と元気があふれる健やかなまち

大気環境や水環境の「良好な」状態が保たれ、騒音・振動・悪臭等による公害が防止されるとともに、ごみの減量化を推進することによりもたらされる福利を市民全員が享受し、活力と元気があふれる健やかなまちづくりを目指します。

### 《基本施策 3 - 1》生活環境の保全



#### 目標

##### 騒音対策の推進

市民アンケート結果より、「家の周りの静けさ、振動など」は、約 62%の市民が、大いに満足、一応満足と回答、周辺環境の良さが現れたものと考えられます。一方、やや不満足、大いに不満足の内訳が約 34%を占め、不満足の理由は、一般道路からの振動や騒音が大半を占めており、市内を走る交通量の多い国道 4 号線、国道 354 号線、国道 125 号などの影響によるものと考えられ、道路交通に起因する騒音対策が必要です。

##### 下水道普及率の向上

2021（令和 3）年 3 月現在の本市の下水道普及率は 60.3%であり、さらなる公共下水道整備事業の推進が求められます。

#### 施策

##### 大気汚染・悪臭防止対策の推進

事業活動に伴う大気環境負荷の低減 大気汚染物質の監視・モニタリング  
暮らしに伴う大気環境負荷の低減 家庭における悪臭防止の取り組み促進  
事業に伴う悪臭防止の取り組み促進 快適なかおりの創出

##### 生活排水処理対策・雨水利用促進

生活排水処理施設の整備促進 水質の監視・モニタリング 節水行動の推進  
雨水の有効利用

##### 騒音対策の推進

事業活動に起因する騒音対策 幹線道路沿道における騒音対策

##### 地盤沈下防止・土壌環境の保全

適切な水循環の形成 工場や事業所における土壌汚染の未然防止  
埋立被害による自然環境の悪化防止 農薬使用の適正化



## 《基本施策3 - 2》ごみの減量化・資源化の推進



### 目標

#### 一般廃棄物の処理と分別

資源循環型社会の構築に向けた取組を活性化していくとともに、ごみステーションから収集される家庭ごみ処理の有料化についても、さしま環境管理事務組合と当該組合を構成している二市二町で検討する必要があります。

ごみの分別については、古河地区と総和・三和地区で異なりますが、ごみ処理施設を一つにする方向で検討し、今後、分別方法及び効率的な収集・運搬並びに処分方法の検討が必要となります。

#### 一般廃棄物処理施設整備の方向性

古河クリーンセンターは、1994（平成6）年7月31日の竣工以来、約28年が経過しており、全般的に老朽化が著しく、重要な機器の破損等による施設の運転停止が危惧されている状態です。現在の整備状況や社会環境の変化を踏まえ、今後の施設整備の在り方について整理を行います。

### 施策

#### 3Rの取組と資源循環の促進

家庭系ごみの排出抑制    事業系ごみの排出抑制    リデュース・リフューズ促進  
リユースの促進    リサイクルの促進    ごみ出しルールの周知徹底  
処理費用負担の公平性確保    ごみステーションの適正管理    ごみ減量意識の啓発  
有害化学物質対策    資源循環の推進



「古河クリーンセンター」



「さしまクリーンセンター寺久」

## 基本目標 4 【快適環境】人と自然にやさしいうるおいのあるまち

“古河市らしい”景観を守ることで、生活する人々がこれからも安心して住み続けたいと思うまちづくりを目指します。

### 《基本施策 4 - 1》ゆとりある自然とふれあえる空間の確保



#### 目標

##### 公園等の緑地の保全と育成

新たな公園の整備、公園の芝生化、公共施設の緑化等により、緑地の保全と育成を推進します。また、市民意向を反映した公園整備・再整備方針の策定が必要です。

##### 公共施設等のみどりづくり

みどりのカーテン、公園の樹木や街路樹等による緑化推進が必要です。また、コロナ禍を契機として、自然豊かなゆとりある環境で健康に暮らすことのできる生活空間の形成が一層求められている社会情勢の中、公共施設を通じて貢献できるグリーンインフラを構築します。

##### 市民等によるみどりづくり

市民との協働による緑地保全活動推進と街路樹やポケットパーク等の整備による市街地でのみどりの創出が必要です。

##### コンパクトシティの推進

公共交通の脱炭素化と更なる利用促進を図り、公共交通機関を軸としたコンパクトなまちづくりを推進します。

##### 公共交通機関の利便性向上

市民アンケート結果によると「公共交通機関の利用しやすさ」に対する不満足の高くなっています。公共交通機関との乗り継ぎ利便性、循環バスの新路線開発や増発などが必要となります。

#### 施策

##### 公園の整備と緑化の推進

安心して利用できる身近な公園整備      市街地におけるみどりの保全・創出

公共空間における緑化の推進

##### コンパクトシティの実現と DX 推進

コンパクトシティの実現      DX 推進

## 《基本施策4 - 2》地域に根ざした風格あるまちづくり



### 目標

#### 文化財の保存・継承

現在の保全状況に一定の満足感は得られているものと判断されますが、本市には、城下町の面影を残す歴史的な景観が数多く残されており、有形・無形の文化財の保存、継承が必要となります。

### 施策

#### 歴史・文化の保全・継承

城下町の面影が残る歴史的景観維持 景観阻害要因改善  
市民との協働によるまちづくり 有形・無形文化財の保全・継承  
文化資源の積極的な活用

## 《基本施策4 - 3》自主的で誇りあるまち美化推進



### 目標

#### 不法投棄やごみ減量の意識啓発

不法投棄に対する意識啓発、ごみ減量の意識啓発、ごみ出しルールの周知徹底などの強化が必要となります。

#### 環境美化活動の推進

環境美化は、「まちを美しく保ちたい」という、市民一人ひとりの意識を基本に支えられています。今後も、環境美化に向けた啓発活動を継続的に実施し、市民・事業者・市の連携のもと、環境美化活動をさらに活性化していきます。

### 施策

#### 不法投棄・ポイ捨て対策の推進

法律に基づくりサイクルの取り組み促進  
不法投棄に対する監視体制の強化・充実（捨てづらい環境づくり）  
意識啓発・教育の徹底

#### まち美化活動の促進

美化活動の促進 まち美化に関するルールの周知やモラルの向上 道路環境の整備



不法投棄状況

## 基本目標5 【環境保全に取り組むための基盤づくり】みんなで考え自ら動くまち

家庭や学校、企業では環境保全について話し合い、みんなが出前講座や観察会などの環境イベントや清掃活動に参加することで、地域コミュニティが充実し、環境保全が先進的に進んだまちを目指します。

### 《基本施策5 - 1》環境保全に対して自ら行動できる人材育成



#### 目標

##### ひとづくり

持続可能な社会をつくるため、環境について専門的な知識を持つ人、地域のことをよく知る人、体験活動や実践活動を指導できる人など、効果的な環境教育を行うことができる人や団体を発掘、育成し、継続的な活動を支えます。また、環境活動を担う人を育てるためのプログラムや機会を充実させます。

##### つながりづくり

市民、事業者、学校、市等すべての主体が、パートナーシップのもと環境教育を効果的に展開できるよう情報共有や連携・協働を可能にするネットワークをつくり、環境の保全と創造の活動の輪を広げていきます。また、市民が興味を持てる環境体験型の環境教育・環境学習の充実、環境学習の場の提供、環境情報の提供などが必要です。

##### しくみづくり

環境教育や環境の保全と創造の活動を進めることができるよう、情報や活動の場などの基盤をつくり、主体的・継続的な活動の実践と取組の増進を図ります。

#### 施策

##### 環境教育・学習の充実と人材育成

体験型の環境教育・環境学習機会の充実 地域の環境に関する情報の収集・提供  
環境情報の提供体制の充実 専門家の利活用の促進 地域に根ざした人材の育成・活用  
環境学習の場の提供・拡大

### 《基本施策5 - 2》各主体が自立・協働できる環境の醸成



#### 目標

##### 環境保全活動や環境教育等の推進

環境保全活動や環境教育等を推進する上では、市民、事業者、学校、市が相互に協力して取り組むことにより、取組効果を高めることが可能となります。

##### イベントの開催等仕組みづくりの構築

各主体との連携、協働を推進することや、環境保全活動を行う市民団体への支援、取組意欲の向上を図るため、イベントの開催等仕組みづくりを構築します。

#### 施策

##### 市民・民間団体・事業者の取組促進

各主体の連携、協働を促す体制づくり、支援 取組み意欲を向上させる仕組みづくり

発行：令和4年7月

編集：古河市 市民部 環境課 環境政策係 〒306-0198 茨城県古河市仁連 2065 番地

TEL 0280-76-1511 FAX 0280-76-1663 E-mail kankyou@city.ibaraki-koga.lg.jp